

平成30年度第3回（第9回）八尾市環境審議会 会議録

- 日 時 平成30年12月25日（火）午前10時00分～午前11時30分
- 場 所 八尾市立中小企業サポートセンター 多目的室
- 出席委員 翁長委員、曾和委員、鍋島委員、西村委員、花田委員、清原委員、
中辻委員、山口委員、山川委員
- 出席幹事 伊藤幹事
- 所管部長 鶴田環境担当部長
- 事務局 経済環境部環境保全課
岩井課長、鎌尾課長補佐、武藤課長補佐、橋本係長、上原係長、
馬谷副主査
- 傍聴者 なし
- 議 事
 - 1 開会
 - 2 審議
 - 3 閉会
- 配布資料
 - 資 料 1：八尾市生活環境紛争処理条例に基づく制度のあり方について
 - 参考資料1：八尾市生活環境紛争処理条例に基づく和解の仲介・調停一覧
 - 参考資料2：八尾市生活環境紛争処理条例に基づく制度の典型7公害以外の適用範囲
(案)
 - 参考資料3：八尾市生活環境紛争処理条例と公害紛争処理法に基づく各制度との関係
(案)
 - 参考資料4：今後の八尾市における公害等苦情・相談の処理の仕組み
 - 参考資料5：公害（環境）紛争処理制度に関する大阪府下の条例の制定状況

○ 議事の概要及び発言の趣旨

1 開会

事務局 大変長らく、お待たせ致しました。
ただ今から平成30年度第3回の八尾市環境審議会を開催いたします。
本日は、年末の大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。
それでは、これからの議事進行につきましては、翁長会長にお願い致します。

翁長会長 それでは、まず出席委員の確認を行います。
本日の審議会ですが、現在、委員9名中9名の方にご出席頂いております。
出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第3回八尾市環境審議会を開会いたします。本日、審議いただく案件は、「八尾市生活環境紛争処理条例の見直しについて」であります。
それでは、本日、配付しております資料及び「八尾市生活環境紛争処理条例の見直しについて」、事務局より説明願います。

(事務局による説明)

2 審議

翁長会長 ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等はありませんか。

清原委員 参考資料5について、各市の都市形態が少し違うかもしれませんが、よく似た条例、規則が設けられていることが分かりました。例えば八尾市の特徴として野焼きの課題がありますが、各市共通で課題となっているのでしょうか。また、八尾市については苦情件数が出ていますが、他市の苦情件数の実態について教えてください。

事務局 今は資料を持ち合わせていませんが、国に報告している資料によりますと、本市は大阪府下で苦情件数が3番目くらいで比較的多い状況です。年間約200件です。他市の件数は、この場では分かりません。

事務局 野焼きの件数については、例えば剪定業者が多いことや、農作業をされ

ている方がいらっしゃるということで、他市に比べると野焼きの件数の割合は多いかと思われま。今他市の苦情の状況ということもご指摘がございましたが、公害等苦情調整委員会に報告している苦情の件数につきましては、あまりよろしくないところかと思いますが、各自治体によってこういったところまでを苦情としてカウントしているのかは、若干ばらつきがございます。本市においても相談として寄せられたものについてはカウントしていないところもございますので、そういった点も各自治体によってばらつきがあるかと思。よろしくお願。いた。します。

清原委員 大東市が今年6月に条例を改正されています。また、枚方市が平成24年に改正していますが、八尾市と比較した場合にどういった特徴がありますか。

事務局 特徴的にはどの市も同様の手続きを定める条例ですので大きくは変わりませんが、範囲を典型7公害に限定している市もあります。また、斡旋と調停、本市では和解の仲介としておりますが、この手続きについても同様です。なお、本市では費用の自己負担はありません。

事務局 あとは資料に記載のとおり、本市のように生活環境紛争処理条例と独自の条例を制定している市もございますし、他の環境関連条例に紛争処理制度を含めているという市もございます。

清原委員 ありがとうございます。

翁長会長 他にございますか。

花田委員 都道府県の公害審査会においては調停が多く斡旋はほとんど行われていないということですが、参考資料3を拝見しますと、大阪府の公害審査会では斡旋、調停、仲裁を対象としているということです。それに対して八尾市は和解の仲介、調停ということになっています。この斡旋と、八尾市が中心に考えておられる仲介の違いを教えてください。

事務局 斡旋と和解の仲介は少し似通った形にはなっております。大阪府では調停の方が件数は多くございまして、調停というのはご承知のとおり3人の委員が出した調停案を受け入れるかどうかという話になるのですが、ここでいう斡旋と和解の仲介は、お互いの話し合いをメインとしており、それによ

て折り合いをつけていって合意すれば和解という制度の形になっております。どちらかという話し合いをメインにしたのが仲介や斡旋であると考えております。

花田委員 斡旋と仲裁はどう違うのでしょうか。

曾和委員 仲裁は両当事者が仲裁の案に従いますということであらかじめ同意をして紛争の解決を始めます。よって当事者に対する拘束力の点で一番厳しいです。斡旋は話し合って解決が図るものです。調停は委員が案を作って、受け入れるかどうかは自由ですが、仲裁は出された案に全て従うとあらかじめ合意してから行う点が異なります。

花田委員 案が出る前から合意するのですか。

曾和委員 はい。よって公害等調整委員会ではほとんど例がありません。

花田委員 よく分かりました。どうもありがとうございます。

もう1件教えていただきたいことがありまして、参考資料2の対象とする事象というところで景観阻害と記載があります。例えばマンション建設により眺めが悪くなるとか、日照等とは異なると思いますが、景観阻害とはどのようなものを指すのでしょうか。

事務局 見通し、眺望の阻害に加え、対象のものができることによってイメージが悪くなる等が考えられます。

翁長会長 環境影響評価では景観阻害も対象としていたと思いますが、環境影響評価の対象とするということは、典型7公害に入っているということではないのですか。

事務局 環境影響評価には典型7公害以外の分野の項目として記載しております。

清原委員 参考資料1の、八尾市生活紛争処理条例における和解の仲介、調停一覧については、これまで対象とした案件全てを記載していただいているのでしょうか。

事務局 お見込みのとおりです。

清原委員 昭和55年から30数年になると思いますが、これだけの件数しかないのですね。見ていますと調停の打ち切りが7件くらいあります。種々の事情によってやむを得ず打ち切りになったと思われませんが、打ち切り後に市としてフォローしていないのでしょうか。

事務局 打ち切りの際に適切な処理機関、例えば裁判所等、何らかの提示はさせていただくことになると思います。合意の形成の見込みがない時点で、ここでは解決できないだろうということでお断りさせていただくことがあります。

清原委員 その後市の立場ではストップということになっているのですね。あとは府等を紹介するという形ということですね。分かりました。

曾和委員 参考資料1の利用実態について、利用実態がかなり前からある制度ですが、あまり利用されていないということですね。特に平成25年以降案件はありませんが、一方で苦情の件数は野焼きも含めて毎年200件とのこと。苦情があった場合は所管部署が対処し、話し合っただいたい収まっているということなのですか。なぜ制度が利用されていないのか分析をある程度しないと、内容の検討をしても活用されるのか疑問です。

事務局 周知が足りていないというところがあると思います。騒音苦情等で対応する際に制度についてご説明する場合がありますが、相手と直接話をしたくない、行政で指導を繰り返して改善が見られなければ制度の利用を考えるといった意見が聞かれることが多いです。また、申請して調停になると大事になってくるため、もう少し簡単に間に入って調整してもらえないかというお話が多く、制度の説明をしても利用まで至っていないというのが現状です。もちろんあまり騒音と振動以外は制度の案内をしていないというのがありますが、利用していただきやすいような形にしたいと思っております。

曾和委員 紛争処理委員会を利用するとこのように解決しましたというような典型例がいくつかあれば、市民にもう少しアピールできるのではないのでしょうか。

事務局 正直申しまして、ご指摘いただきました通り平成25年から5年間、実例がないということと、1つ前を見ましても18年から25年まで、ここも約7年

空いている状況でございまして、我々自身も担当としては一定期間同じ仕事に携わる中で、実務として経験をして運用していくことも課題の1つであると認識しておりますので、できる限りこの制度を積極的に活用いただきたいと思っております。

逆に良い意味で捉えますと、苦情の統計上持っております件数では、昭和55年には335件、平成29年度の実績としては217件ということで、総数としては35パーセントほど減っていることとなります。大きな要因の中には、八尾市の特徴としてカラオケの規制がありますが、当時は相当社会問題化しました。当時カラオケに関して58件ほど苦情があったのですが、平成29年には2件と相当減っております。今カラオケの苦情がないのかということですので、まずはできる限り現状を見て、我々の指導の範囲でできる限りの手は尽くさせていただいている中で、ある程度解決には入れているのではないかと考えられます。

一方では長期化している案件も数件ございますので、こういう制度を利用していただいて双方の主張を第三者の公な視点で判断をいただき、1つのきっかけとしてはご利用いただけるのではないかと考えてはおりますし、副会長も携わっておられる野焼きの問題については時期的な問題もありません。

曾和委員

たいていの苦情は専門の公害対策または環境対策の部署で法令に基づいて強制権限や行政指導で収まるのではないかと思います。紛争処理委員会は行政だけでは解決できない場合に利用されるものと思われれます。第三者の専門家の目が入るとというのが一点、あるいは行政不信の市民にとって、行政ではなく第三者の意見が聞けるというメリットがあるというのが一点。

野焼きの問題は結局個別の野焼きをする農家と、その煙が例えば布団に臭いがつくから困るといような場合、これをいくら対策しても難しいと思います。どうしても野焼きをしないといけない事情、例えば害虫駆除や肥料にする等の事情があるのならば、法律上認められているものであるため、野焼きは容認しないといけません、よく乾燥させ、または一斉に焼く、野焼きを行う際には事前に告知を行う等、しくみを作ってはどうかと考えています。農家の中には、農業活動で生じた廃棄物の処理にあたり、老人ばかりで農家をやっていて、全部廃棄物処理場へ持っていくとするとお金もかかるしできない、昔からやっていたし焼いてしまおうかということもあると思われれます。農業活動に必要な不可欠ということではないが、廃棄物として処理しなければならないため処理しているという野焼きもあり

ます。本当は事業者の責任で処理しなければなりません、特に零細農家等の場合、処理が困難であれば、廃棄物処理責任をもつ市が無料で回収するようなシステムで野焼きする量を減らさなければ、解決しないのではないのでしょうか。

毎回パトロールで出勤して現場確認をしても、必要性があってやっていた場合、例えば紛争処理委員会のような第三者機関があれば、野焼きの苦情については原因がこうであるため市としてこういうことをしませんかといった勧告機能もあればいいなと思います。

三田市ではもともと田園があるところで宅地開発が急激に進み、田園の隣に巨大なマンションが建っている状態です。対立が激化しているのですが、個別紛争をどう解決しますかといわれても双方とも譲りません。システムとしてどう解決するかということになります。野焼きの総量を減らすために、市としてどのような手法があるか検討する場合、廃棄物対策の所管課の協力もいるでしょう。そのような解決の仕組みを含めて作れるようなものであればと思います。

斡旋、調停する中で市にも聞き取りをし、委員会から、市として対応できるような案を出していただき、それをもって調停案の中に入れていかなければ、両当事者のどちらが譲るかという話をしているとなかなかどちらも譲りません。そこに市としても生活環境を改善するために、市の責任があるためできることはやりますというような話で入っていかないといけないのではないかと考えております。

清原委員 市民視点では、資料に書かれているように相手と直接争いたくない、調停のような大事にしたいといった気持ちであると思います。しかしながら先ほど委員がおっしゃったような、広報活動で具体的に市民が分かりやすいようなものにすべきと思います。よほど問題が大きくない限り、市民としては紛争処理制度のようなものは馴染みがありません。今おっしゃったように野焼きでも色々なパターン、システムがあり、もう少し事例を交えて具体化して、市民に分かるようにしていただきたいと思います。

2番目の公害紛争処理法に基づく制度との関係について、そこに1から9まで記載していただきましたが、これは条例の中には記載されているのでしょうか。または取り扱える想定事例として付録書として入れるのですか。

事務局 例の中にはこのような具体的な事例は書いておりません。

清原委員 例えば ISO のルールは決まっていますが、それを説明する、具体的に身近に感じさせるようなことは付録書に記載されています。そういう形で、資料に記載されている 1 から 9 を記載する方法を考えていただければ市民にとっても分かりやすいです。この場で参考事例としていただいています、このような形でもあると、利用してみようという気持ちになるのではないのでしょうか。

事務局 条例はどうしても難しいものであるイメージがありますので、このような内容と方針を踏まえ、何か新しいものを作ってこのような基準も入れてということですね。

清原委員 他市の調査を色々とされていますが、他市の状況に関わらず、八尾市として邁進したらいいと思います。

西村委員 参考までに教えていただきたいのですが、この委員会はどのような方で構成される委員会なのでしょう。

事務局 委員は現在 6 名で、弁護士が 2 名、騒音関係の学識経験者が 2 名、建築関係の方が 1 名、もう 1 名が紛争処理経験者として元本市職員です。

西村委員 騒音関係の方というのは、騒音の事例があるからその方というわけではなくて、最初から騒音が多いだろうということもあつてのことですか。

事務局 どうしても長期化するのが騒音と振動になるということもあるため、そのような構成となっております。

西村委員 法相の方が 2 人入っておられるということですね。

事務局 その通りです。

翁長会長 私は大阪府の調停委員を経験しましたが、その経験で言えばやはり斡旋等の案を作るというのは弁護士でなければできません。よって弁護士は委員に絶対必要だと思います。大抵弁護士 3 名が委員長になります。あと、問題によって騒音の担当者が入る場合があるということで、事案によって 3 名が選ばれるという感じです。

西村委員 なかなかこういう場に市民の方が行きにくいということがあるかもしれませんが、一方で直接弁護士に相談するのはお金がかかる等色々難しい点があると思うため、この委員会に弁護士がおられるというのが分かれば、無料で法相の専門家の意見を聞けるということになると、多少は利用しやすいのかなと思います。

翁長会長 仲裁、和解、斡旋等の申請がないというのは、もしかしたらそのような問題が多くないという積極的な見方もできるかもしれませんが、もし実は制度を積極的に使ってもらえれば解決に結びつくような事例があれば、使いやすい制度になるようにするべきだと思います。資料1の3に記載のある平成29年度末時点における未解決苦情63中約20件は和解による解決の可能性があるということで、もしそのような可能性があると感じておられるのでしたら、例えばどのようなものがあるのかお聞かせください。

事務局 事業場等からの騒音もありますし、長期化することが多いのが建設関係資材置き場等で、建屋がない部分での積み下ろしの音等に関し、今日は音が大きいという形で苦情になり、それが長期的に続き、何回も現場確認を行うような案件です。事業者側もどこまで対策をすればいいのかということで、長引くようなケースが多くございます。

清原委員 先ほどの付録書みたいなものを付けていただけるという前提で言いますと、参考資料1の八尾市の調停一覧の結果に入っているもので、資料1の1から9の中にカラオケの記載がありません。

ピアノ教室、犬の鳴き声、粉じんについては記載があります。粉じんは建設工事等と記載されている一方、環境法では工場等の鉄粉、粉じんと書かれています。実際は研磨機や防食用の機械からの粉じんというのも広く解釈して入っています。また、ばい煙という言葉が入るか入らないかは検討いただきたいです。紛争の事例にもばい煙が挙げられていましたが、ばい煙というのはボイラーや金属熱源、焼却炉、各種乾燥炉等から発生するものをいいます。それと14年7月11日の件名に、隣接工場からの熱風というのがありますので、熱風という言葉も入れたいと思います。

事務局 条例本文にはそのような具体的、詳細なことは通常なかなか記載するのは大変難しいと思っております。ただし、委員ご指摘のようにどのようなところまでカバーできるのかということは明確にしておく必要があると考えておりますし、今積極的にはお配りはしていませんが、市民の皆様方からご

要望があったときにお渡しするように資料がございます。そういった資料には今後明確に書くようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

事務局 八尾市の行政にとって条例というのは1つの大きな法律としてございまして、そこには目的、定義から始まりましてこの条例の大まかなルールを規定しております。その下にその施行するにあたっての規則としてもう少し細かなルールを、例えば委員会そのもののあり方、ルールであったりそれぞれの申請から最終の手続き、申請であったりその手続きに至るまでの大まかなルールを規定しております。そのもう1つ下に、要綱やマニュアル、手引きというものがあります。それらに基づき業務をさせていただいていますが、このたび本審議会でご意見をいただきながら、細部については手直しをしていきたいと考えております。

清原委員 今あるベースでいくと手引きに入れていただくといいかも分かりませんね。分かりました。ありがとうございます。

事務局 また、公害関係は状況の変化が将来的にもございます。条例を変更するというのは相当な手続きが必要ですので、実際の運用についてはその時において柔軟に対応しないといけないと思っておりますので、マニュアル等への記載とできるよう、今回見直しをしていきたいとは考えております。制度そのものをももちろん必要であるという前提の中で、今言っている細かな部分もご意見をいただき、それをなるべく反映していきたいと思っております。

中辻委員 今回の会議が条例の見直しということですがけれども、先ほど曾和委員が言ってくださった野焼きのことは私も賛成です。処理の中でマイナスのことではなくてプラスに考えていけるようなことになるといいなと思っております。今回環境審議会の委員になりましたが、私は山手の方で15年介護の相談のことで仕事をしております。外環状線から山手の方に入って南から北の方に抜けて自転車で走っていくことが多いのですが、そうすると時期によっては野焼きが結構あります。15年間、通勤、勤務で行き来していると、またこの時期に野焼きが多くなってきたとか、煙が増えてきたなど思うことがあります。農業活動として昔は普通のこととして野焼きがありましたが、環境が変わり、考えないといけないことだと思っております。農業活動に絶対に必要であるというものと、処理をしなければいけないものとして焼いてしまうというものを区別しなければいけないのではないかなと思

っています。苦情として野焼きが出てきているということに関してこの機会をとらえて本当にいい方向に向けて解決、改善へ向かえばと思います。場所によると木を剪定したものを集めて土に還していくようなことで、いい方向にサイクルが回っていくと思うのですが、そういうことをしっかりと行政も関わっていい方向になったらいいのではないかと考えております。

曾和委員 参考資料2の、対象とする事象と対象外とする事象が分けられています。ここでは2つ問題があって、1つは典型7公害の場合に府等の公害審査会に依頼する部分と、市の紛争処理委員会で対応する部分との分けをどうするかということで、府は色々な分野の専門家が揃っていると思いますので、ある程度きちんとした回答をするのであればできるだけ府に依頼してというようなことで、重複する部分については相手方の要望も聞いて柔軟にその割り振りを考える必要があると思います。

もう1つは、対象外とする事象で中高層建築物又は廃棄物処理施設の設置等そのものへの反対は対象外ということになっています。逆に対象とする事象で産業廃棄物処理施設の設置等に伴う上記以外の生活環境への支障というものがあります。また、廃棄物又は有価物の保管等そのものへの反対というのが対象外で、対象とするものは廃棄物又は有価物の保管等に伴う上記以外の生活環境への支障と記載がありますがどのように書き分けられているのかが分かりにくいです。例えば中高層建築物が建ってくる時に建築計画が発表された段階で周辺住民が反対運動をする、その反対の理由は例えば景観、通風、日照、騒音等出てきます。そういう場合は制度の対象になるのでしょうか。

事務局 建設に係る条件的な部分をもう少し良くしてくださいというようなことであれば対象とするように考えておりますが、対象外とするのは建設そのものを中止するといったものです。

曾和委員 対象とするかしないかの段階ではなくて、解決の方法で場合によってはやめる場合もあるかと思えますし、計画の変更で例えば9階建てを7階建てにする、屋根の形を斜めにする等もあるかと思えます。よって設置そのものへの反対と生活環境に支障があるため設置させない場合で区別できないのではないかなと思います。

事務局 これまでの事例にもありますように、昭和55年当時、焼却炉の設置の中止を求めるという事例がある中で、相談の入り口として様々なお話があるか

と思います。八尾市でもありましたが保育所の設置、既存の建物の騒音に関する話、認定こども園の設置に伴うお話も色々出てきています。要望としては例えば音等の影響を低減してほしいというところでありますので、副会長がおっしゃったように、その結果がどうなるかということは全国的に見ると様々な事例がございます。中止に追い込まれるといった事例もたまに出てきております。予定として公的な立場として保育を担っていただけるような施設を積極的に設置されているという現状もございますので、公害関連の苦情となったときに、まずはこの制度の対象とするかどうかというところがあります。

曾和委員 それは中身の話で、保育所をそこに留めたらいいのではないかというのは堂々とすればいいと思います。保育所をただうるさいとって排除するのは問題ですよと言って、斡旋や調停をすればいいだけの話です。だいたい紛争というのは絶対反対である等過激に提議されます。そもそも絶対反対というような紛争であれば、それは制度そのものへの否定であるため扱えませんと言っていたらほとんど扱える紛争はないことになります。よって建設絶対反対といった主張に対しても、どのような点が反対の理由なのか確認し、一方でこういう点で建設する必要があるし、建築の自由もある。そんな中で折り合いつけるのが紛争の処理であるため、設置等そのものへの反対は対象外というのは、最初から入り口を狭めているように思います。

生活環境への影響について区別できないし、そもそもそういうものは対象外とすると何のために紛争処理委員会があるのかということになります。他市の事例では、例えば中高層マンションの建築等の紛争処理制度を作っていて、紛争処理委員として弁護士、建築士が任命されて両当事者と話をします。住民、建築主の声を聞き、具体的な対策の話になっていきます。マンション紛争はだいたい絶対反対というところから始まりますが、たいいていの場合はある程度のところで緩和するため、行政指導等を行うことになろうかと思います。最近では専門家と第三者を入れた紛争調停委員制度を実際持っている、あるいはマンション紛争調停条例のようなものを持っている自治体も出てきています。だから当然設置そのものへの反対等を始めから対象外とするのはよくないのではないかと思います。

事務局 ご指摘のように条件的な部分ではなく、そこに建てないでほしいという話であれば折り合いがつかないのではないかと思います。

曾和委員 いえ、そこから始まるのですよ。

清原委員 私の家の近所でも、長年マンション建設に対して住民が反対していましたが、結局は少し位置をずらして建設していました。争点は日照権や通風のことであったと思います。やはり色々な意見を出すということは生活環境の向上につながると思います。建設自体への反対については対象外とすべきかご検討していただきたいなと思います。

事務局 申し立てをされる理由は生活環境への支障があるということが始まりであると思いますが、その過程の中で絶対に中止を求めるということを固持された場合にはなかなか解決しないだろうとは思われます。

曾和委員 それはあり得ますが。

事務局 調停の場合には、設置の是非のようなことは議題として挙がりませんが、その設置に伴って生活環境に様々な影響が出ることについては、主訴が反対ということであっても相談に乗っていく中で答えは生活環境の悪化ということに主眼があるのであれば、それを引き出してそこについて議論していただくということであるため、始めから対象外とするべきではないとご指摘いただいているということですね。

翁長会長 参考資料1のこれまでの申請内容についてですが、裏面の平成11年と16年、18年にマンションの建設計画の見直しがあり、そのうちの1つに16年が中止・見直しとなっていますが、そういう案件は特に門前払いせずに調停に挙げるということですね。このように建設そのものに反対しているように見えるものもある中で、今回建設自体の反対については取り上げないこととした理由は教えてください。

事務局 建設計画の見直しの方向へ持っていけるようであれば受理すべきかとは思いますが。

曾和委員 両当事者が自分の主張を譲らない場合は不調になるということはあるけれども、最初から受け付けないことについてはどうなのかという感覚が私にはあります。廃棄物の保管そのものへの反対、例えば不法投棄のように保管してはいけないところに保管していた場合、絶対に撤去しないとイケないわけで、保管そのものへの反対という理由があれば撤去しなさいという話しか出ないですよ。建築物の場合は、建ててはならない場所に建設する

ことは想定しにくいですが、時や条件で解決するということが多いと思います。

事務局 確かにこの制度をご利用いただいてなんとか解決に導くというところが一番望ましい形ではありますが、やはりこういった苦情、要望が長期化するということに対し、第三者の目で答えを出していただくということにも意義はあるかと思えます。

曾和委員 そうですね。おそらく建築業者もこういった制度であれば一旦は利用されると思います。その間は計画・設計の変更の可能性もあるため、工事は止めることになると思われますので、長期間に及ぶと事業者の営業の自由みたいなものもありますので、事業者もそこは譲るわけですよ。住民も色々と言いつつを言いますが、全ての要望が通らない中で、第三者が仲介を行うことで解決を図るところに意味があると思いますので、入り口はそんなに厳格に切れないところがあるかと思えます。

清原委員 そういったケースでは納得できる解決はなかなか難しいですよ。しかしながら第三者が入っていただいて健康被害、環境影響をできるだけ減らすということ、また、長期化する案件をできるだけ短期間で処理するということは、双方のメリットになりますので、この制度、条例は非常に生きてくるのではないかと考えておりますね。

中辻委員 先ほど苦情件数は計上しているが相談件数は計上していないという説明がありましたが、相談の入り口で色々な情報として集めたいうえで、こういう部分を市民は考えているということを考えて進めていっていただきたいと思えますので、相談も計上していただきたいと思えます。相談についても苦情として考え、こういう相談があった等が情報としてあった方がいいのではないかなと思えます。

事務局 本市としては苦情の数が多いことが悪ということではなく、しっかりとシステムの中で管理をさせていただき、1つ1つの問い合わせに対してはしっかりとカウントをしながら事後を見ていくという形はとっております。

事務局 あくまでも相談にカウントしているというのは全く事実確認ができなかったもの等です。我々としても一旦はお受けしたうえで記録はしておかないといけないというところですので、ある程度確認できているものについては

全てカウントしておりますのでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

中辻委員 数は多いのですか。

事務局 いや、そこまで多くはないかと思えます。苦情は毎年200件強ございますが。

事務局 相談は100件前後です。

中辻委員 それだけ身近であるということですね。

事務局 原因が分からないものもあります。生活騒音でいえば年5、6件くらい入ることがあります。騒音計を貸してくださいといったものが実は生活騒音というケースもございます。

事務局 場所を特定されてここでこういう問題が起こっているという問い合わせが、たとえ匿名であってもしっかりと現場をしなければならないということです。一般的にこういう事象があったらどうするのですかといった仮定の話については計上しにくい部分がありますので、それ以外の事実関係をおっしゃる部分については対応しております。

西村委員 参考資料2で廃棄物又は有価物とありますが、有価物の定義を教えてください。

事務局 廃掃法において有価無価という考え方があります。要は処分するときに、処分費用が生ずるといものが廃棄物でありまして、有償で回収してもらえものが有価物ということになっております。今色々な案件がございまして、例えばクーラーの室外機等を非常に多く保管している事業者、あるいは使えないであろうと思われる自転車を山積みになっている事業者が、有価物であると言っていることがあり、なかなか廃掃法の枠の中では指導が難しいということが実際八尾市内でも事案としてございます。そういう部分で、騒音や粉じん等の相談もございまして、そういった場合に紛争処理制度を活用していきたいということで記載しております。

西村委員 分かりました。

鍋島委員 同じところで一番下の建築物完成後の管理に関する紛争というのがどう
いうものなのかイメージが湧かないのですが。敷地内から枝が伸びている
とかそういう話ですか。

事務局 建物が完成した後の関係で、管理に関する話です。

鍋島委員 二つ目の最後のものは似たようなことになるのですか。ちょっと具体的
な例を教えてください。

事務局 空き家で荒れている等です。

鍋島委員 結局それが悪臭につながっている、治安が悪くなっているということに
つながっていくのではないかと思うのですが、これだけ取り出しているの
はなぜですか。

事務局 もちろん悪臭ですと今度は典型7公害ですので、そちらの方で対応する
ことになると思いますし、公害紛争処理法においても臭いということになれば
広く対象とする形になっております。

鍋島委員 なので対象外のところにあげているということですか。

事務局 入り口としてはそうです。

事務局 先ほど曾和委員からもご指摘いただきましたように、例えば完成後の管
理ということで、そのマンションの清掃であるとか様々な維持管理、メンテ
ナンスを管理組合、管理会社に委託をされて対応されるといったことがあろ
うと思いますが、そういった管理上発生するような音や臭いが生じた場合に
は対象となるかと思っておりますので、修正をいたしたいと思っております。あり
がとうございます。

翁長会長 他にご意見、ご質問はございますか。

清原委員 調停手続き上、他市と比べてもそれほど遜色なく、おおよそ同様のルー
ルになっているということによろしいですか。

事務局 お見込みのとおりです。

清原委員 分かりました。

翁長会長 資料の2ページ目に書かれている八尾市側の問題の部分で、調停における条例第15条に基づく鑑定人への鑑定依頼等に係る予算の確保とあります。これは予算を確保しないとできないということだと思のですが、調停に持ち込まれるのが年にあるかどうかという条件で、鑑定人が必要になるかどうかというのはさらに可能性が低いわけですね。こういうものは予算を確保していないといけないものなのですか。

事務局 確保する必要があるのではないかと考えておりました。やはりこの制度を充実させていくにあたりましては、条例第15条に基づく鑑定依頼に関する費用も予算要求として財政部局とも協議しなければならないかなと思っております。

翁長会長 まあ使わなかったらそれはそれでその年度使わなかったということでもいいのかもしれませんが。そういう問題だったらそうしてください。

清原委員 ある程度の実績から見て今年ほどのくらい必要だと、そういう予算をあげるのが1つと、もう1つは臨機応変に、苦情が寄せられて調停の利用が確定した段階ですぐに予算がつくようなルールも作るべきかとは思いますが。

事務局 参考に第15条は関係人の陳述等ということで、調停委員会は調停を行うため必要があると認めるときは、事件の関係人若しくは参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができる、という条文であります。そして市の課題として、委員をお引き受けいただく方々の専門分野をどこまで広げるのかというところがある一方で、特殊な案件が発生したときに鑑定を求めるというのがここで規定されています。よってもしそのような案件が発生した場合については、関連する予算は計上しておりますので対応できるかと思いますが、頻繁にご利用いただいて相当数の件数の案件をさばいていただく形となりますと、そういった費用的な問題は発生するかも分かりません。そこは今後の課題としてしっかり持っておきたいということです。

翁長会長 八尾市の予算としても鑑定人用の費用というように細かくは計上してい

ないわけですね。

事務局 各審議会、紛争処理委員会の報酬等の予算、関連する経費というのは計上しておりますので、その範囲の中で支出できる状況であれば問題はありませんが、相当な鑑定が必要となった案件が出てくることがあれば、別途対応しなければならないと思います。

事務局 これは非常に実務的な部分で、実務運営上の八尾市の課題として書くのもどうなのかというところもございます。当然各委員おっしゃっていただいていますように、予算というのは3月に次年度の当初予算案として恒常的に発生する予算を議会に上程して議決いただいて予算の確保を図ります。計上が認められなかった場合でも、迅速性が求められる時は市長専決処分で金額によって対応できる場合もありますし、財政課も予備費ということで一定ハンドリングの効く予算もございます。当然議会の議決が必要な分については補正予算で上程し、議決をいただいてできるだけ速やかに対応していくということと、現計予算の中で対応できる範囲については対応するといったこともございますので、このあたりについては委員の皆様にご心配いただく必要はない部分を書かせていただいているかもしれません。

清原委員 要は自己負担がなく、スムーズに解決するというのが市民の要望です。よろしくお願いします。

曾和委員 条例や法律によっては、適宜その専門委員を任命することができるという制度をとっているところもあります。そういう特殊な環境問題があったときに、その案件について常設の委員以外に専門委員を補佐役にするような制度もあった方がいいかと思います。

事務局 今申し上げた条文の中に関係人もしくは参考人、色々な表現をしながら最後には鑑定人としています。

清原委員 参考人の陳述、鑑定人の鑑定等と書いてありますね。

曾和委員 場合によってはそういった専門の人から意見を聞くということですね。

山口委員 廃棄物の扱いをする分については絶対に鑑定は必要ですよ。以後訴訟になったときには、鑑定を争うということになってきますので、必須かな

とは思います。

翁長会長 他にご意見、ご質問はございますか。
 ないようですので、八尾市生活環境紛争処理条例の見直しについての審議を終了いたします。
 その他として、委員の皆様から何かご意見はございますか。
 ないようですので、次に事務局から何か報告事項等はございますか。

事務局 それでは、今年度の経過につきまして、振り返りをさせていただきながらご案内をさせていただきたいと思えます。平成30年度第1回環境審議会を5月28日に開催をし、公害防止条例を見直しまして、八尾市生活環境の保全と創造に関する条例を公布いたしました。10月1日の実施に向けてその施行規則、規制の基準についてご議論いただきました。併せて八尾市環境影響評価条例の施行規則における評価の対象事業についても議論いただいたところでもあります。引き続き第2回としまして、9月5日、今回の案件でございます八尾市生活環境紛争処理条例の見直しと、影響評価条例の技術指針の案についてご議論いただきました。生活紛争処理条例の見直しということで市長から諮問をさせていただきまして、本日と前回、色々なご意見をいただいたところでもあります。もちろんこの条例自身の意義をしっかりと我々も受け止めながら、その他いただきましたご意見を事務局でしっかりと取りまとめをさせていただき、また改めまして会長のご指導をいただきながら各委員の皆様には内容をご覧いただければと思っております。その中で今期審議会委員の任期でございます今年度末までには、答申案を確定いただいて、市長にお渡しいただくという流れで予定をしておりますので、今しばらくよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

翁長会長 それでは委員の皆様には長時間にわたり活発な発言、ご議論いただき誠にありがとうございました。これももちまして本日の審議会は閉会いたします。お疲れさまでした。